

令和3年度

行政政策学類

編入学・学士入学試験

小論文

時間 90分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子はこの表紙を除いて **8** 枚、解答用紙は **1** 枚です。
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答用紙の指定欄には、必ず受験番号を記入して下さい。
4. 解答は、別紙の解答用紙の解答欄に横書きで記入して下さい。
5. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。なお、問題冊子と下書き用紙は持ち帰って構いません。

<資料>は、住吉雅美『あぶない法哲学』（講談社、2020年）の一部である。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

(1) 傍線部①に対する筆者の見解を、300字以内で要約しなさい。

(2) 傍線部②につき、筆者がそのように考える理由を、300字以内で説明しなさい。

(3) 傍線部③につき、筆者の見解を整理した上で、それに対するあなたの見解を500字以内で述べなさい。

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスを1字に使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときは、1マス空けること。

法律に従う「道徳的義務」はあるのか？

なぜ皆さんは法律に従っているのだろうか？

「法律は間違いなく正しいからだ」と思って従っている人はまずほとんどいないだろう。「なぜって考えたこともない、単なる習慣で従ってるだけだよ」という人がほとんどではないだろうか。あるいは「逮捕されるのが嫌だから」、「不満な法律はあるが守らないといろいろ面倒くさいからとりあえず守っておく」、といったところか。社会契約論などかじったことのある人なら「法律に従うからこそ我々の生命と自由と財産が守られるではないか」と言うだろうが、まあ大抵は、単なる惰性、メリット、社会で生きてゆくため、後ろ指をさされないため、などが、人々が法に従っている動機だといえよう。

では、法に従う「義務」というものはあるのだろうか？ 前述の諸動機はあくまでも見返りであって「義務」そのものではない。しかしそれら動機から法律に従っている人々も、ふと反射的に「法律だから従わなくちゃ」と思ったり言ったりするだろう。だが、その根拠の「義務」感はいったいどこからでてくるのだろうか？ もっと言うと、法律に従う「道徳的義務」というものは、はたしてあるのだろうか？

不当判決に従ったソクラテス

古代ギリシアの哲学者・ソクラテス（前四六九—前三九九）のすごいところは、何といつても自分の命を犠牲にしてまでおのれの哲学を世に知らしめたことだ。彼は執筆しなかつたが、自分の言動と生き方・死に方でその哲学を後世にくつきりと残した（弟子のプラトンがソクラテスの行状を記している）。

もともとは良家の生まれだったが、裸足^{はだし}で歩き回り、無収入で、妻に水をぶっかけられながらもいろいろ考えていた。ある日、デルフォイの神託所で「ソクラテス以上に知恵のある者はいない」との神託を受けたと友人から聞き、本当かどうか確かめるためにアテナイ（当時のギリシアで最も有力だった都市国家）中のありとあらゆる知識人を尋ね歩き、質問攻めにした。

たとえば「勇気」とは何か、「美」とは何か、といったことを卑近なたとえから知識人に問う。はじめは知識人は「何をわかりきったことを」とばかりに余裕で答えるのだが、ソクラテスはその答えに不明な点や曖昧な点、矛盾点などを発見してさらに食い下がる。知識人も懸命に答えていくのだが、ソクラテスの執拗^{しつぱつ}な追究に答えきれず、しまいには問いについて真にわかっていなかったことを思い知らされる。

こうしてソクラテスは、世の知識人の知は上っ面だけのもので彼らは何もわかっていない、それに引き替え自分ははじめから無知を自覚しているのでより真理に近い、なるほど神託の言うとおりだったと確信した。以後彼は、人々を無知の自覚へと誘うべく、あれこれ尋ね歩く活動に人生を費やすようになった。

それにしても、突然質問されて皆の前で恥をかかされる人々からしたら、正直、^{ばか}嫌な奴である。ぶち切れてソクラテスを蹴ったり殴ったりする者もいたし、「アテナイの蠅」と呼ばれたりもした。しかし、ソクラテスは人々に恥をかかせることを目的としていたのではなく、自分の主張することの根拠は確実かどうか常に気にしなさい、また自分の心の限界を知りなさい、そして魂を善い状態に保つ道徳的価値を求め、実行しなさい、というメッセージを伝えなかつたのである。

とはいえ、そんな真意を理解できる者は、ソクラテスのシンパ以外にはほとんどいない。ということで、次第に彼はアテナイの有力者たちから恨みをかうようになり、挙句の果てには為政者や保守主義者たちからポリス神への不敬の罪、青年たちを墮落させた罪など言いがかりのような容疑をかけられて告訴されてしまった。そして、市民からくじ引きで選ばれた数千人の陪審員を伴った裁判にかけられ、死刑という判決を受けたのである。

不当判決であることは明白なのだから、通常なら従わない、あるいは刑執行の前に脱走

するという選択を考えるだろう。実際、ソクラテスの友人は脱走を勧めた。しかし、ソクラテスは次のように言った。私の生命も能力も知識も、すべてこの祖国と法のおかげである、祖国は市民にとって親も同然である、そして現にこの祖国に留まっていることは、この法への服従を約束していることに他ならない、だから祖国の法や秩序を守るためには、一私人の意思を捨てて、祖国の裁きに服さねばならないのだ、と（クリトン）。不正な仕打ちに不正をもって報いるのは正義に反するとして、刑執行を甘んじて受ける意思を示したのである。そして、彼は毒人參の杯をあおつて刑死した。

哲学者にはたしかに変人が多い、としても、「そこまでやるか？」って感じである。じつはソクラテスを告訴した政治家も、本気で死刑にする気ではなかつたという。ソクラテスの問答が自らの政治に批判的な人々を増やすのではないかという懸念から、こいつを追い出すか黙らせるかしようと厳しい判決を導いたらしい。また、当時のアテナイでは死刑判決を受けた者が国外脱出するというのは当たり前だったともいわれている。だからソクラテスが死刑判決を潔く受け容れて死んだことには、彼の支持者だけでなく批判者たちまで仰天したらしい。その意味ではソクラテスは史上最強のボケをかましたといえる。でも、^①何で生命まで賭けて大ボケをかましたのだろうか？

その理由は二つある。一つは、自らをも含めてアテナイの市民たちに、こんな不当判決

を出すほどに墮落したおのれの市民的責任を痛感して悔しいということ、そしてもう一つは、祖国の法秩序への不服従はやがて法秩序を破綻させることにつながるから、とりあえず私情を捨てて服従すべきだということ、これらを身をもって示すことであつた。

ソクラテスの考えはこうである。個人的に気に入らない法律や判決だからといって安易に破つていれば、そのような態度は他の人々にも影響を与え、結局誰もが法秩序を蔑ろにするようになって社会は破壊される。人々はとりあえず協力して秩序を守り、社会の中で共に生きることへの同意を示さねばならない。そして、憲法あるいは不当判決といえども、それを作り放置していたのは民主政、つまり市民全員なのだから、彼らがその責任を引き受け従うべきである（ソクラテスは自分の説得が不十分だった責めを感じて死刑を受け容れた）。憲法や不当判決の帰結が耐え難いとわかったら、今後は言論による説得や議論で法を改善するよう努力すべきである。

ソクラテスは自分の生命を不当判決の犠牲にすることによつて、以上のような考えを「ポーッと生きてんじゃねーよ！」とチコちゃんばりに人々に投げかけたのである。

法を守つて餓死した裁判官

日本にも、不合理な法を遵守したことによつておのれの生命を失つた人がいた。敗戦直

後の一九四七年、東京地方裁判所の若き判事が栄養失調のため死亡したのである。

日本は戦時中、配給制度をとつていた。米、味噌、醤油、砂糖などの食料やマッチ、石鹼などの日用品が配給の対象となり、各家庭に子め人数分の引換券が配付され、これを商品と引き換えるという制度であつた。敗戦後もこの配給制度は存続したものの、機能不全に陥つた。米がなくなり、さつまいもやトウモロコシなどの代用食も遅配や欠配が続いた。つまり配給を頼つては人々は食べ物を入手できない状態に陥つたのである。

当然、国民は飢え死にしたくないから、法律違反であることを承知しながら「闇市」と呼ばれる市場で食料を入手するようになった。現金を持たない人は自分の衣類を売つても食糧を手に入れた。みんな、生きるために仕方なく法律違反をしていたのである。

しかし、東京地裁の山口良忠判事（当時三四歳）は、飢えに苦しみながらも法律違反の闇市で食糧を購入することをせず、あくまでも合法的な配給物だけで生きようとした。なぜならば彼は裁判官であり、配給制度を根柢づける「食糧管理法」をもつて違法者を裁く立場にあつたからであつた。現行法によつて裁く立場の人間はたとえ生きるためとはいえ、その法を犯してはならない、というおのれの職務に忠実な考え方であつた。しかし彼はそれゆえに、その生命を若くして終えざるを得なかつたのである。彼は、たとえ憲法であつても法律である以上、裁判官たる自分はそれを守らなければならない、という趣旨のメモ

を残していたという。

自らの職務の本旨を貫き、それに殉じて、一人間としての生存欲を犠牲にした山口判事。ひたすら頭が下がる。後世に伝えていきたい立派な裁判官である。しかし、切なすぎる。「法のために人があるんじゃない、人のために法があるんだよ！」と訴えたい！

山口判事だって敗戦後の配給制度や食糧法の不合理性は十分にわかっていて、彼が立法者だったら即座に法や制度の改正をしていただろう。しかし、彼は司法の人間だった。然るべき立法過程を経て成立した法律に個人的に不満があっても、それを人々に適用しなければならぬし、それならば裁く自分も国民の一人としてそれに服しなければならない。彼は身をもって司法と立法それぞれの責任の重さを示してくれたといえる。

彼の裁判官としての清廉さ、プライドと一貫性には深い尊敬の念を表す。しかし、立法府が機能していない場合には、裁判官が状況に応じて法解釈を変えることや事実上の新たな立法ができる余地があるという考え方もあると彼が知っていたらなあ、とも思う。

思考停止した遵法は罪である

ソクラテスのエピソードからわかったことは、人が他人と社会生活を営んでいこうとする以上、学級崩壊のようなことになってはならないから、個人的に不満があろうとも法秩

序を守る必要がある、ということである。また山口判事のエピソードからわかったことは、三権分立の厳格さと、それだからこそその立法府の責任の重さである。もちろん愚しき法は改善されねばならないが、それは議論と説得によつてであつて、破ることによつてなされてはならない、したがつて、国家の秩序維持のために、法に従う義務があるという見解である。

二人とも命を賭けた頑固な遵法者だが、なぜそうするのかについてのちゃんとした思想がある。そしてそこから我々はいろいろと学ぶことができる。

ソクラテスの考え方を一面的に極端化すれば、「不正義があつても秩序ある国家の方が、正義があつても無秩序な国家よりよい」(ニッコロ・マキヤヴェッリ)という格言になる。だが、秩序が安定しているとしても、その法の不正の度合いがあまりに高い場合には、それを闇雲に守ることで存続させてよいのだろうかという疑問がわいてくる。

ひたすら法律を忠実に守る生真面目な一公務員が、その結果として多くの無辜の人々の生命を葬ってしまったという最悪の史実がある。ナチス・ドイツの親衛隊幹部であつたカール・アドルフ・アイヒマン(一九〇六―一九六二)である。

彼はナチス・ドイツの有能で忠実な歯車として、アドルフ・ヒトラーのユダヤ人絶滅作戦に関する命令を何の躊躇もなく遵守し、ユダヤ人を強制収容所に送る許可を淡々と出し

続けた。彼は自分の職務の意味については何も考えておらず、ただただ命令と法を守るのみであった。結果として彼に送り出された大勢の無辜のユダヤ人が殺害されてしまった。

戦後、アルゼンチンに逃亡していたが、一九六〇年にイスラエルの特務機関により逮捕された。エルサレムでの裁判で彼は防弾ガラスに囲まれた被告人席で「私は上司の命令に従ったまでです」とひたすら主張し続けた。もちろんそのような弁明は通用せず、彼は絞首刑となった。

この件についてハンナ・アーレント（一九〇六―一九七五）という哲学者は、アイヒマンの「完全な無思想性、それが彼があつた時代の最大の犯罪者の一人になる素因だつたのだ」と述べている。専門的知識と能力という点では有能であつても、人間として思考することを放棄してひたすら命令に従い続け、その結果については上司に責任転嫁する一役人の、凡庸という名の罪深さが浮かび上がってくる。しかも、彼が何ら悪びれることがなかつた（ように見える）ことが一層恐ろしい。思考のない遵法こそ最もたちが悪いのである。

②これから役人になろうとする若者たちには、決してこんな人間になつてほしくない^{こと}と切に願う。アイヒマンの裁判については、『スペシャリスト―自覚なき殺戮者―』というドキュメント映画があるので、機会があつたら是非見てほしい。

命令に反してたくさんの人命を救つた二人の英雄

同じナチス党员でも、ちゃんと自分の考えを持ち、それによつてユダヤ人を救つた人物もいる。オスカー・シンドライ（一九〇八―一九七四）である。

彼はドイツ占領下のポーランドでドイツ軍の軍需工場を経営する実業家であつたが、そこに多くのユダヤ人を労働者として雇い入れた。シンドライもナチス党员だからユダヤ人を差し出さねばならない立場にあつたのだが、楽天的な遊び人の彼は、当初は経済的な関心から、しかし次第に無力なユダヤ人住民たちをできる限り救済したいと思いを募らせ、ユダヤ人を自身の新しい工場で雇うためのリストを作つたのである。

もちろん、ユダヤ人優遇や規則違反という嫌疑をかけられ、ゲシュタポからたびたび事情聴取を受けた。しかしそれにもめげず、彼はユダヤ人救済のために全財産を注ぎ込むことも厭^{いと}わなかつたのである。

同じナチス党员でも、命令に対して自分はどうすべきなのかを考え、困難があつても自分の信念を貫いたシンドライの生き方はまことに美しいと思う。真面目な役人が思考停止で凡庸という名の悪をなした一方で、不真面目な遊び人が機転を利かせて抵抗という名の善をなした、という対照も何とも皮肉だ。『シンドライのリスト』という映画があるの

で、やはり機会があれば是非見てほしい。

日本にも「東洋のシンドラーク」と呼ばれた気骨の外交官がいた。杉原千叡（一九〇〇—一九八六）である。彼は第二次世界大戦中、日本領事代理として赴任していたリトアニアのカウナスという都市で、ナチスによって迫害されていた多くのユダヤ人にビザを発給し、彼らの亡命を助けたのである。

当時、日本の外務大臣から各地の在外公館に向けて発せられていた命令では、避難先の国の入国許可を得ていない、また避難先までの旅費を持っていない外国人には、日本通過ビザを発給してはならないとされていた。しかし、そのような資格を持たず生命の危険に晒されているユダヤ人が大勢存在する事態を目の当たりにしていた杉原は、本国の命令にあえて背き、自分の判断で無資格のユダヤ人たちに力の限りビザ発給を行った。彼の人道性と勇気によって、多くのユダヤ人が危険の迫るヨーロッパから脱出できたのである。

杉原は、いまでもリトアニアやイスラエルでは尊敬されており、その名を知らぬ者はないといわれる。彼が生まれ育った故郷（岐阜県八百津町）を訪れる外国人も多い。

法律に従わねばならないという「道徳的義務」はない？

何も考えずに上司の命令や規則をひたすら守ることは、確かに気楽で保身に役立つし、

無難な生活を送ることに役立つだろう。だが、そうしているうちに人間としての感性や思考力、想像力が麻痺してくるし、命令や法があまりに不正なものである場合には稀代の悪事に加担してしまうことにもなる。③法を尊重することと、悪法に無批判に従うことは断じて違（ちが）う。

第二章で法実証主義の話をした。合憲的な手続きを踏んで制定・公布された実定法だけが法の名に値し、社会の全員が共通に当てにできるルールである、という思想である。このことから、どんなに酷い内容の法律であろうとも、法律であるからには従わねばならないのだ、と誤解する人々が多いが、「それは断じて違（ちが）うよ！」とここで強く言っておく。

「悪法もまた法である」と言っただからといって、だから「悪法に従わねばならない」という意味にはならない。法実証主義は、①法律とは、道徳など他の諸ルールと違ってどういうものであるかを説明し、②それが社会の秩序維持と人々の行動のしやすさに役立つこと、までは論ずるものの、法律に従わねばならないという道徳的義務までも主張するわけではない。

事実、法実証主義者の代表者の一人であるハーバート・L・A・ハート（一九〇七—一九九二）は、「在る法」を遵守するか否かは、個人が総合的に判断して決める問題だとしているし、ジョセフ・ラズ（一九三九—）は、たとえ正義に適った法体系であっても、法に従

う一般的な道徳的責務はない、と言い、さらには、邪悪な法体系を尊重することは道徳的に間違っている、とまで述べている。法律と道徳とを厳しく区別することは即ち、法律に従うか否かという個人の選択を道徳問題として、個人の思慮と判断に委ねることを意味しているのだ。

やはり厳格な法実証主義者であったケルゼンも、実定法を自然法や理想などによって訂正しようとしてはいけない、と戒めた一方で、政治学的な著作では民主主義における少数派の擁護を強く訴えていた。

It's only positive law. たかが制定法よ。人の世には他にもいろいろ考慮すべき事柄がある。法実証主義ってのは意外と、法律を醒めた目で見えて相対化している。その分、一人一人の個人に、従うか否かの道徳的選択責任を迫る考えであるような気がする。

(注)資料の第二章では、「クローン人間の作製はNGか?—自然法論 vs. 法実証主義」というタイトルの下で、法実証主義についての説明が加えられている。

(問題作成の都合上、注および一部のルビは出題者がつけたものである。)

令和3年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

行政政策学類 編入学及び学士入学

住吉雅美『あぶない法哲学』（講談社、2020年）の一部を素材にして、読解力、思考力、構成力、表現力などを総合的に問う。

(1) 傍線部①「何で生命まで賭けて大ボケをかましたのだろうか？」という問いかけについて、筆者の見解を資料から読み取ったうえで適切に要約できるかを問うことにより、受験者の文章読解力、論理的な文章構成力を測る。

(2) 筆者が傍線部②のように考える理由について、筆者の見解を資料から読み取ったうえで適切に説明できるかを問うことにより、受験者の文章読解力、論理的な文章構成力を測る。

(3) 傍線部③に象徴される筆者の見解を資料全体からの的確に把握したうえで端的に説明できるか、それに対する自分の見解を論理的に表現できるかを問うことにより、受験者の文章読解力、論理的な文章構成力を測るとともに、国家や社会への関心を踏まえた受験者の論理的思考力や表現力をみる。